

報道各位

児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会 代表 岩波初美

この度、児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会を令和5年6月25日に発足しましたのでお知らせいたします。今後、国会議員および政府への働きかけを通じて、児童相談所の権限が大きすぎる現状の児童福祉法改正を目指すものです。

発足にあたり、以下の日程と趣旨で記者会見を行います。

日時：令和5年7月28日（金）16時～ 場所：東京都庁記者クラブ

■発足趣旨

私たち地方議員は、時として、「児童相談所にいきなり子供が連れていかれた、何を聞いても説明が得られない」こうした訴えを直接保護者から聞き対応を迫られています。これら起きている現実の目撃者として、児童相談所及びその監督機関都道府県に対して、その解決の道に向き合う当事者としての役割を背負っています。虐待対応の名のもとに起きている課題解決にむけて、子どもと保護者の立場に根差した対策を地方行政で講じると同時に、児童福祉法に定める児相権限の見直し・法改正実現を求め政府に向けても人権重視の福祉国家へと地方議会発の法制度改革を進めるものです。

■法改正をせよとの国連勧告

2019年と2022年の国連人権委員会から、証拠なし同意なしで親子分離をしている日本、親や子に反論できる公正な機会が与えられていない日本は、先進国としてはあるまじき甚大な人権侵害の中において、3年以内に法改正をするよう勧告を受けてきました。

法改正の中心は、児童相談所長の判断と権限で、疑いがあれば、証拠がなくても実害がなくても調査目的で親子を分離し、一時保護施設に子を強制的収容できることを定めた児童福祉法33条です。かつて「命の危険にさらされている子ども」ための一時保護が、現状では「調査のため」に拡がり、こうした国連勧告につながりました。

■児相一極集中を解き、第三者の目を加えること

虐待死亡報道に対して、児童相談所の対応の遅れを責める声の一方で、不適切な養育等の主観的理由での、長期一時保護、施設入所といういわゆる不必要な親子分離が急増しています。（年間統計死亡児童数50人、一時保護数5万人）

「子どもの命を守るためには毅然とした一時保護が必要で、保護直後に第三者による保護の妥当性をチェックする目を入れてこそ可能となる。」と、全国に先駆けて、権限を有する独立した第三者機関を設置した元明石市長は述べています。

■あらゆる行政機関、専門機関の目も加えること

子どもの命を救うために、児童福祉法、虐待防止法は施行されています。その砦となる児童相談所にあらゆる権限と責任を集中して負わせてきたのが現行システムです。市町村や学校他周辺専門機関は、なんでも児相の判断に委ねる環境が生まれ、結果的に社会の総合力、連携力を弱体化させ、子どもが命を落とし、一方で不必要な親子分離を多発させています。

■国連勧告に沿った法改正とその効果的運用を

大至急、法制度の改正、とりわけ、児童相談所に権限を一極集中させている児童福祉法 33 条を改正し、国連が言う「明確な保護の基準を定め、子ども、親の意見を聴取した上で、最後の手段として一時保護が用いられるよう、強制的司法審査導入を行うための法改正を行え」の実現と効果ある施行を求めています。

同時に、児童福祉法に定めた原理、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」を遵守される国家を形成していきます。

■40名の地方議員で会スタートします。役員10名

■児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会 事業計画

活動内容

1. 定例勉強会実施 毎月1回 公開予定

6月25日 黒木宣夫（精神科医）臨床事例より一時保護の問題点

8月1日 一時保護司法審査導入審査会報告 菅家英昭（SBS/AHTを考える家族の会）

8月～9月 国連人権委員会の審議内容と結果（水岡不二雄）

第三者審査機関 予定

子供の意見表明、権利擁護の仕組み 未定

母子保健法の中で、虐待予防対応をしている保健師を探し講師を依頼する

施設収容児童数を大幅削減した事例、里親委託拡充（福岡市）

医学診断書、医師のかかわり方、婦人科検診

2. 全国当事者団体を通じての実態調査、事例収集を行い、年数回テーマごとのレポートを発行していく。

（全国の事例、一時保護に際しての説明実態、指導による面会制限の実態、子どもへの説明内容、学習機会の確保、関連裁判の概要と結果、医師による医学診断の実態、児童福祉審議会など第三者機関

の機能他必要とするもの)

3. 各議員の質問等活動内容交流 年4回定例議会後に事務局経由で情報交換
4. 国会議員議連との意見交換会 7月、11月、3月と定例化を目指す。
5. 記者会見 7月東京会場決定
6. 情報発信（ウェブ他）

その他

本会は会の目的が達成するまでの間、存続させ活動する。概ね、法改正の見通しがつき、効果的施行を見届けるまでとする。